



あからさまな差別が 差別事件報告集会



下、「チェック表」に「同和地区」「同和地区により需要は極端に少なくなると思われます」と特記し、間違つて伊都振興局に送付された。2回の確認会で明らかになつた事実は、社員Aが過去に同和地区的案件を取り扱い、販売に苦労した体験から同和地区は入札しきれない物件として差別記載したことが語られた。Y社は全国に支店を展開していることもあり、今後、中央本部での確認会・糾弾会を実施する。

さらに、戸籍謄抄本の「不正取得事件」では、和歌山で20件（群馬ルートでは60数件）が不正取得され、行政では本人通知制度の導入がすすめられてきたが、登録されていない現状がある。自身の情報を守るために、本人通知制度に登録している。自身の情報を守るために登録されてきたが、筆者の佐野真一さんから「差別の現実を知り言葉を失つた。自分の行為は万死に値する。猛省し、部落問題に寄り添う作品を書いたことは、解放の側にたつて活動していくことにつながる。これからは、部落問題に思いが馳せられなかつたのはなぜか、部落差別が現在もどう生きているか、差別記事がどんな影響を与えているのかを知り、会社としてどう部落差別に向かうのか、どこに間違いがあったかを明らかにし、同じ過ちは繰り返さないようにしてほしいとしめくつた。

松岡書記長は、利益主義の側面があり、差別問題への認識不足が会社を覆っていたが、9月の糾弾会で筆者の佐野真一さんから「差別の現実を知り言葉を失つた。自分の行為は万死に値する。猛省し、部落問題に寄り添う作品を書いたことは、解放の側にたつて活動していくことにつながる。これからは、部落問題に思いが馳せられなかつたのはなぜか、部落差別が現在もどう生きているか、差別記事がどんな影響を与えているのかを知り、会社としてどう部落差別に向かうのか、どこに間違いがあったかを明らかにし、同じ過ちは繰り返さないようにしてほしいとしめくつた。

また「和を尊び」と聖徳太子が定めたといわれる「十七条の憲法」の一文まで登場するのである。一口に言えども「時代錯誤」であり「古き時代（大日本帝国）へのノスタルジー」であるとしか言いうのがない。

しかし「ノスタルジー」と放置できない現実感をともなう恐怖を感じる。アジア諸国との関係や領土問題を背景に「秘密保護法」や「日本版NSC」が具現化してきているなど、準備が着々とす正在被報道。

そのために、国家の「利益」、「秩序」の範囲内に、国民の「基本的人権」をおきたいというのが本音であり、狙いであらう。（次回は、具体的な内容について考えてみる）

土地差別調査が明るみに

差別事件報告集会を12月2日、プラホープでひらき、各界各層より265人が参加した。

マスコミの実態、明るみに

本部書記長から「週刊朝日」部落差別記事事件のとりくみと今後の課題」と題して一連の経過が報告された。

「週刊朝日」に書かれた橋下徹・大阪市長に関する記事は、橋下家のルーツを暴露し、被差別部落出身の橋下市長の「非寛容で厄介な性格」の根源であるかのように表現で記し、悪意に満ちた記事であった。

松岡書記長は、利益主義の側面があり、差別問題への認識不足が会社を覆っていたが、9月の糾弾会で筆者の佐野真一さんから「差別の現実を知り言葉を失つた。自分の行為は万死に値する。猛省し、部落問題に寄り添う作品を書いたことは、解放の側にたつて活動していくことにつながる。これからは、部落問題に思いが馳せられなかつたのはなぜか、部落差別が現在もどう生きているか、差別記事がどんな影響を与えているのかを知り、会社としてどう部落差別に向かうのか、どこに間違いがあったかを明らかにし、同じ過ちは繰り返さないようにしてほしいとしめくつた。

また「和を尊び」と聖徳太子が定めたといわれる「十七条の憲法」の一文まで登場するのである。一口に言えども「時代錯誤」であり「古き時代（大日本帝国）へのノ

「憲法」改正論の最大の問題点は、主体が「国民」ではなく「国家・國家権力」だ

として、話に戻すが「基本的人権」を「西欧のモノ」と

しているが、日本も含め人類の長い歴史のなかで、戦争などさまざまな困難な状況や

多くの人びとの努力の末に到達した価値観であり「人類の英知」が「人権の普遍性」である。

自民党案は「日本固有の日本の衣・食も、もとはといふことだらう。改正案をみると「人権規定も我が国の歴史、文化、伝統をふんだものであります」として「人権の普遍性」を否定している。つまり「人権」は西歐のモノで日本には日本の価値觀があるということで「こうも必要だと考えます」として「人権の普遍性」を否定している。

そして、その短い前文を見ると「國、國家」が強調さ

れる「國と郷土を誇りと氣概を持つて自ら守り」「國を成長させる「良き伝統と我々の

国家を末永く子孫に継承する」として、それを達成する

のが「國民の義務」とされて

いる。さらに、國家觀も「長

い歴史と固有の文化を持ち、それを達成する

天皇の「國民の義務」とされて

いる。さもなくば、天皇の「國民の義務」として、それを達成する

が「國民の義務」として、それを達成する

が「國民の義務」として、それを達成する